|  |
| --- |
| 企　第２５号  裁決日　令和６年７月１７日  裁　　決　　書  審査請求人  住所　△△△△　△△△△　△△△△  氏名　○○　○○  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　処分庁  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山北町長　湯　川　裕　司  審査請求人○○　○○（以下「審査請求人」という。）が令和４年５月２０日に提起した処分庁山北町長（以下「処分庁」という。）による地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２８条第１項及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１４４条に基づく滞納（差押え）処分に係る審査請求（債権差押処分取消請求事件（令和４年審査請求第１号））のうち、介護保険法第１４４条の規定に基づく介護保険料の滞納（差押え）処分に関する部分は、同法第１８３条第1項の規定により、審査請求先が神奈川県介護保険審査会となるため、介護保険料の滞納（差押え）処分に関する部分を除く部分（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。  主　　　　　文  本件審査請求を棄却する。    第１　事案の概要  本件は、処分庁が審査請求人に対して令和４年２月２５日付けで行った地方税法第７２８条第１項に基づく滞納（差押え）処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、処分庁が身体障害者に対する後期高齢者医療制度への移行に係る説明・指導を怠ったことを理由に、この処分に不服があるとして、差押え金の返還及び再計算・協議を求めている事案である。  第２　事実関係  １　関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）  （１）国民健康保険税の滞納処分について  ア　地方税法第７０６条は、国民健康保険税を水利地益税等として規定する。  イ　地方税法第７２６条は、「納税者又は特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があった場合においては、不足金額の納期限をいう。以下水利地益税等について同様とする。）までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない」旨を規定する。  ウ　地方税法第７２８条第１項は、「水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない」旨を規定し、同項第１号においては「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定する。  また、同条第７項において「前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」と規定する。  エ　国税徴収法第１４１条は、「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第１４６条の２及び第１８８条第２号において同じ。)を検査することができる」旨を規定し、同条第３号においては「滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者」と規定する。  　（２）国税徴収法の差押えの要件  　国税徴収法第４７条は、「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない」旨を規定し、同条第１号においては「滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき」と規定する。  　（３）差押禁止財産について  　　国税徴収法第７５条第１項は、「次に掲げる財産は、差押えることができない」旨を規定する。  ア　滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。）その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具  イ　滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料  ウ　主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物  エ　主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物  オ　技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）  カ　実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの  キ　仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物  ク　滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類  ケ　滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票  コ　滞納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具  サ　発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの  シ　滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物  セ　建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品  　（４）差押財産の選択について  　国税徴収法基本通達「第４７条関係　差押えの要件」１７は、「差し押さえる財産の選択は、徴収職員の裁量によるが、次に掲げる事項に十分留意して行うものとする。この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする」旨を規定する。  　　ア　第三者の権利を害することが少ない財産であること。  　　イ　滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること。  　　ウ　換価が容易な財産であること。  　　エ　保管又は引揚げに便利な財産であること。  ２　処分の内容及び理由  　　　審査請求人は、国民健康保険税において令和３年１２月２３日現在で総額193,402円の滞納金があった。処分庁は上記１（１）エ　国税徴収法第１４１条の規定により、財産調査等を実施した結果、審査請求人は■■銀行■■支店に反対債権のない普通預金残高1,200,945円を有することを確認した。処分庁は普通預金残高額からは納付困難とは認められないと判断し、上記１（１）ウ　地方税法第７２８条第１項及び第７項の規定により、審査請求人に対し、令和４年２月２５日現在の国民健康保険税における滞納額200,202円の差押え処分を行った。（令和４年３月１７日配当）  ３　審理員による審理手続及び調査審議の経過  令和４年 ５月20日　　審査請求人は、行政不服審査法第２条に基づいて、本件処分に対する審  査請求を行った。  令和５年 ３月17日　　審査庁山北町長（以下「審査庁」という。）は、審理員を指名した。  令和５年 ４月 ７日　　処分庁は、審理員に対し弁明書及び物件を提出した。  令和５年 ５月 ５日　　審査請求人は、審理員に対し反論書を提出した。  令和５年 ５月10日　　審理員が、審査請求人に反論書以外に口頭での意見陳述を行う希望の有  無について電話で意向を確認したところ、役場への来訪が困難であり反  論書以外に申し述べることはないとの回答がなされた。  令和５年10月31日　 審理員は、審査庁に対し審理員意見書を提出した。  令和５年11月15日　 審査庁は、神奈川県行政不服審査会に対し諮問した。  令和６年 ５月23日　　同審査会において審議を行った。  令和６年 ６月12日　　同審査会において審議を行った。  令和６年 ６月24日　　同審査会は、審査庁に対し答申した。  第３　審理関係人の主張の要旨  １　審査請求人の主張  （１）平成２７年２月に山北町に転入し、最初の国民健康保険税の請求を受け、金額が高額だったことから減免、分納を依頼するため山北町保険健康課の窓口に相談に行き、「６８歳であること」「障害者であり、収入は障害者年金のみであること」「国民健康保険税は、障害者年金が偶数月の中旬に入金されるため、その月の月末に支払うこと」を伝え、了解してもらった。  （２）山北町保険健康課の窓口に相談に行った際、後期高齢者医療制度の案内・移行指導はなく、差押え処分を受けて自分で調べた結果、制度の存在について認識した。  （３）（１）の相談以外に、「介護保険料の特別徴収（天引き）が障害者年金からされていること」「身体障害者手帳の住所変更の手続を山北町役場で行っていること」「ＥＴＣの障害者割引の更新手続きを山北町福祉課で令和３年１月８日に申請していること」「後期高齢者医療制度税額の決定通知書は、審査請求人の収入が障害者年金のみの０円で決定されていること」により、審査請求人が身体障害者であることを知っていたはずである。  （４）最初から後期高齢者医療制度に移行出来ていれば、保険料は安くなり、安くなった保険料との差額は減免をお願いした額とほぼ同じであるので、差押え金を返還したうえで、再計算し協議したい。  ２　処分庁の主張の要旨  （１）審査請求人には、令和３年１２月２３日現在で国民健康保険税について総額193,402円の滞納があった。国税徴収法第１４１条及び同条第３号の規定に基づく必要な財産調査を行った結果、令和３年１２月２３日現在で■■銀行■■支店の普通預金に1,200,945円を有することから納付困難とは認められない判断。  （２）審査請求人には、令和４年２月２５日現在で国民健康保険税及び介護保険料について総額204,010円の滞納があった。地方税法第７２８条第１項及び地方自治法第２３１条の３第３項を当てはめると、滞納者の財産を差し押さえなければならないとされているため、令和４年２月２５日に審査請求人に対して滞納（差押え）処分を行った。  （３）上記（１）（２）のとおり審査請求人に対して行った滞納（差押え）処分に違法又は不当な  点はない。なお、審査請求人の主張する「案内・移行指導を怠った」という主張については、弁明書第３処分庁からの補足に記載のとおり審査請求人自らが障害認定を申請すべきであると考えられる。また、行政不服審査法における審査請求の対象となる行政処分にはあたらない。  第４　論点整理  介護保険法第１４４条の規定に基づく介護保険料の滞納（差押え）処分に関する部分は、同法第１８３条第1項の規定により、審査請求先が神奈川県介護保険審査会となるため、介護保険料の滞納（差押え）処分に関する部分を除く部分について、次のとおり論点を整理する。  【論点１】滞納（差押え）処分について  審査請求人は、国民健康保険税について滞納状態にあり、処分庁が財産調査を行った結果、審査請求人に一定の財産があることが判明したため、審査請求人の財産の差押えを行った。本件差押え処分が違法又は不当でないか判断する必要がある。  【論点２】差押え金の返還及び再計算・協議について  本件処分について審査請求人は、差押え金を返還した上での国民健康保険税の再計算・協議を主張する。本件処分が【論点１】において違法又は不当であると認められた場合、【論点２】において差押え金の返還及び再計算・協議について判断する必要がある。  第５ 裁決の理由  審査庁が認定した事実及び論点に対する判断  【論点１】滞納（差押え）処分について  （１）審査請求人は、令和４年２月２５日現在で滞納金額内訳書（証拠１）のとおり国民健康保険税を納期限までに完納していない。処分庁は、第２－１（１）イ　地方税法第７２６条の規定により、（証拠１）記載の督促状発布日のとおり督促状を発布している。  （２）処分庁は、第２－１（１）エ　国税徴収法第１４１条の規定により、令和３年１２月２３日に滞納者に対し債務を有する株式会社■■銀行に照会し、資金取引明細表（証拠２）のとおり1,200,945円の反対債権のない財産を発見している。  （３）処分庁は、審査請求人が、督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る国民健康保険税を完納しないため、第２－１（１）ウ　地方税法第７２８条第１項及び第７項の規定により、第２－１（２）国税徴収法第４７条に規定する滞納処分の例により、令和４年２月２５日に財産を差し押さえた。（令和４年３月１７日配当）  （４）本件処分の対象となっている財産は、審査請求人が株式会社■■銀行に対し有する本人名義の預金債権であり、第２－１（３）国税徴収法第７５条に規定する差押禁止財産等にはあたらない。  （５）第２－１（４）国税徴収法基本通達「第４７条関係　差押えの要件」において、差し押さえる財産の選択は、「徴収職員の裁量によるが、第三者の権利を害することが少ない財産であること、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産であること、換価が容易な財産であること及び保管又は引揚げに便利な財産であることといった事項に十分留意して行うものとし、この場合において、差し押さえるべき財産について滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえるものとする。」とされている。  本件処分に係る差押財産の選択については、国税徴収法基本通達に掲げる留意すべき事項が留意されていなかったと認めるに足りる事情はなく、また、審査請求人から差し押さえるべき財産の申出が行われた事実はない。  （６）以上のとおり、本件処分については当該法令等の規定に則り行っており、違法又は不当な点はない。  審査請求人のその他の主張について  （１）審査請求人は審査請求書及び反論書において、処分庁が身体障害者に対する後期高齢者医療制度への移行に係る説明・指導を怠ったことを理由に本件処分が不当であると主張している。  （２）しかし、滞納処分を行うにあたり、身体障害者に対する後期高齢者医療制度への移行に係る説明・指導を求める規定は、地方税法及び国税徴収法をはじめとする関係法令のいずれにも存在しない。  したがって、身体障害者に対する後期高齢者医療制度への移行に係る説明・指導を怠ったことを理由に本件処分を不当とする審査請求人の主張を採用することはできない。  【論点２】差押え金の返還及び再計算・協議について  （１）審査請求人は、差押え金を返還した上での国民健康保険税の再計算・協議を主張する。  （２）この点について、【論点１】のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分を不当とする審査請求人の主張を採用することはできない。  （３）したがって、本件処分の違法性又は不当性を前提とした、審査請求人の主張する差押え金を返還した上での国民健康保険税の再計算・協議については判断する必要がない。  第６　結論  以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。  第７　付言  なお、答申書には付言として、結論に影響を及ぼすものではないが、処分庁及び審査庁の手続の誤りとその後の対応の遅延について次のとおり言及されている。  処分庁及び審査庁は、当該付言及び行政不服審査法の趣旨を踏まえ、法令等の規定に則った手続きの徹底と迅速な対応に努める。    （以下、答申書より引用）  本件審査請求に係る差押調書（謄本）によると、国民健康保険税及び介護保険料についていずれも山北町長に対して審査請求をすることができる旨の教示がある。しかしながら、介護保険料の徴収金に関する処分に不服がある場合には、介護保険法第１８３条第１項の規定により都道府県が設置する介護保険審査会に審査請求することができることとされている。処分にあたっては、審査請求先の教示の記載の誤りがないよう徹底されたい。  また、本件は誤った教示により、介護保険料の徴収金に関する処分までも審査請求先を「山北町長」として審査請求が提起されたものと考えられる。誤った教示をした場合の救済については、行政不服審査法第２２条に定められているところ、本件は、審査請求書を審査庁となるべき行政庁である神奈川県介護保険審査会に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知する必要があったものと考えられる。  本件について、上記対応が未了である場合、その対応を要することは言うまでもないが、今後、本件のように教示を誤った場合には、速やかに必要な対応を取られるよう厳に留意されたい。  介護保険料の滞納（差押）処分の審査請求先は神奈川県介護保険審査会であることが、審理員意見書に記載されており、審査庁は遅くとも審理員意見書の提出時点で、適切な諮問先を了知している。諮問にあたっては十分に内容を精査した上で対応されたい。  このほか、審理員意見書の「第７　付言」に記載のとおり、本件審査請求が提起されてから審理員の指名に至るまでに過度な時間を要しているなど、審査請求人から信頼を失うような対応が見受けられる。今後、迅速な対応に努められたい。  手続の誤りとその後の対応の遅延は、簡易迅速かつ公正な手続きの下で国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする行政不服審査制度の信頼を損ないかねない。今後、適切な手続に努められたい。  令和６年７月１７日  審査庁　山北町長　湯　川　裕　司　印  教　　　　　示  １　この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山北町を被告として（訴訟において山北町を代表する者は山北町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。  ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。  処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山北町を被告として（訴訟において山北町を代表する者は山北町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  ２　ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |